

中央区特定事業主行動計画の実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表

1 概要

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項に基づき、本区における特定事業主行動計画の実施状況について公表します。
あわせて、同法第21条に基づき、女性の職業選択に資する情報を公表します。

2 特定事業主行動計画の実施状況の公表

(1) 休暇制度等の周知と職員、職場の意識改革

- ・ 子育てに関する休暇制度等のリーフレット作成による周知（平成22年度～）
- ・ 男性職員の育児休業の取得促進のためのリーフレット作成による周知（平成28年度～）
- ・ 育児休業を取得した男性職員の経験談等を掲載した「働き方・休み方通信」の発行（平成29年度）

(2) 超過勤務の縮減

- ・ 週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更の活用の周知（平成27年度～）
- ・ 勤務時間の臨時変更の活用の周知（平成27年度～）
- ・ 勤怠管理システム導入による超過勤務の事前申請及び承認の実施（平成30年度～）
- ・ 超勤代休時間制度の導入（平成30年度～）

【職員1人当たりの月平均超過勤務時間】

令和5年度（単位：時間）

	本庁舎	本庁舎以外	全体
4月	24.0	8.1	15.9
5月	19.2	7.3	13.1
6月	19.7	6.6	13.0
7月	16.4	6.1	11.1
8月	16.9	6.3	11.5
9月	19.4	8.6	13.9
10月	18.4	8.4	13.3
11月	17.1	5.9	11.4
12月	11.8	5.8	8.7
1月	16.7	6.6	11.6
2月	18.0	6.6	12.2
3月	25.4	9.0	17.0
平均	18.6	7.1	12.7

※ 管理職、幼稚園教育職員を除く。

(3) 年次有給休暇の取得促進

- ・ 「年休取得目標制」の継続実施（平成22年度～）
- ・ 計画的な取得を促す四半期毎の「年次有給休暇計画表」の利用推進の周知（平成22年度～）
- ・ 全庁的な会議を通じて所属ごとの休暇取得状況の周知（平成22年度～）
- ・ 「リフレッシュデー」、「プラスワン休暇」活用の周知（平成27年度～）
- ・ 年次有給休暇の積極的な取得を働きかける「働き方・休み方通信」の発行（平成29年度）

【取得実績】

令和5年度平均取得日数 16.1日

(4) 子育て支援に関する休暇の取得促進

- ・ 子育てに関する休暇制度等のリーフレット作成による周知（平成22年度～）
再掲載
- ・ 子の看護の休暇の対象となる子の年齢を9歳まで拡大（平成26年1月～）

(5) 育児休業等の取得促進

- ・ 男性職員の育児休業の取得促進のためのリーフレット作成による周知（平成28年度～）再掲載
- ・ 育児休業を取得した男性職員の経験談等を掲載した「働き方・休み方通信」の発行（平成29年度）再掲載

【取得実績】

令和5年度			
	女性	男性	合計
育児休業(※1)	92 名	21 名	113 名
育児短時間勤務	1 名	0 名	1 名
部分休業(※1)	42 名	2 名	44 名
育児時間(※1)	11 名	1 名	12 名
子の看護のための休暇	98 名	103 名	201 名
出産支援休暇(※2)	－ 名	21 名	21 名
育児参加休暇(※2)	－ 名	15 名	15 名

※1 育児休業、部分休業及び育児時間は、前年度から引き続き取得している職員を含む。

※2 出産支援休暇及び育児参加休暇は、男性職員のみ取得可能。

(6) 女性職員の活躍推進

- ・ 研修における女性管理職、係長をロールモデルとした意見交換会の実施
- ・ 女性活躍推進に向けた講演会の実施

(7) その他の取組

- ・ 育児・介護のための早出遅出勤務制度の導入（平成29年度～）

【参加実績】

令和5年度 女性15名、男性25名

3 女性の職業選択に資する情報の公表

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

令和6年度	
区分	女性割合
事務系	55.2%
福祉系	78.8%
一般技術系	50.0%
医療技術系	100.0%
技能系・業務系	0.0%
幼稚園教育職員	100.0%
全体	60.5%

※ 基準日：令和6年4月1日

(2) 男女別の離職率

令和5年度	
男性	3.2%
女性	5.0%

※ 交流退職を除く。

(3) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

令和6年度	
女性管理職比率	17.3%
(幼稚園教育職員含む)	22.9%

※ 基準日：令和6年4月1日

※ 管理的地位にある職員とは課長級以上を指す。

(4) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

令和6年度

部長級	21.1%
課長級	16.1%
係長級	43.0%
課長補佐	18.9%
係長・主査	47.4%
主任	51.1%
係員	62.6%

※ 基準日：令和6年4月1日

(5) 男女別の育児休業取得率・取得期間の分布

令和5年度

	取得者数	取得率	取得期間の分布							
			～7日	8～14日	15～30日	31～90日	91～180日	181～365日	366～730日	731日～
男性	15人	62.5%	－	－	40.0%	13.3%	26.7%	20.0%	－	－
女性	33人	100.0%	－	－	－	－	3.0%	27.3%	48.5%	21.2%

※ 取得者数及び取得率は、令和5年度中に新たに育児休業の取得が可能となった者を対象とする。

(6) 男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇取得率及び取得日数の分布状況

令和5年度

	取得者数	取得率	取得日数の分布				
			1日	2日	3日	4日	5日
出産支援休暇	21人	87.5%	－	100.0%			
育児参加休暇	15人	62.5%	13.3%	－	13.3%	13.3%	60.0%

※ 取得者数及び取得率は、令和5年度中に新たに出産支援休暇等の取得が可能となった者を対象とする。

(7) 職員の給与の男女の差異

① 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.10%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.30%
全職員	83.80%

② 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

ア 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	95.80%
課長相当職	103.30%
課長補佐相当職	98.40%
係長相当職	99.30%

イ 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.30%
31～35年	94.60%
26～30年	95.10%
21～25年	90.60%
16～20年	81.20%
11～15年	81.40%
6～10年	85.80%
1～5年	93.50%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員の給与の差異の主な要因として、扶養手当について世帯主となっている男性に支給している場合が多いこと、男性の方が一人当たりの時間外勤務手当支給額が高いこと、また女性の方が部分休業の取得率が高いことが挙げられる。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、フルタイムでない職員については、勤務時間数に応じて職員数を換算している。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。